
岡崎市こども計画(骨子案)

2024 年5月

岡崎市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定にあたって	2
(1)計画策定の背景と趣旨	2
(2)子ども・若者に係る国・愛知県の動向	3
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象	5
第2章 岡崎市の子ども・若者を取り巻く現状と課題	6
1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	7
(1)教育・保育事業の実績	7
(2)地域子ども・子育て支援事業の実績	7
(3)子育て全般の満足度	8
2. 子どもと若者を取り巻く現状	9
(1)年齢3階級別人口（こども・若者の割合）	9
(2)1世帯当たりの人員数の推移、母子世帯および父子世帯（家庭状況の変化）	10
(3)岡崎市の人口ピラミッド（少子高齢化）	10
(4)出生数・合計特殊出生率の推移（少子化）	11
(5)就学前児童数の推移及び今後の動向	12
(6)女性の労働力率（共働き世帯）	14
(7)未婚率	14
3. 市民意識調査結果	15
(1)調査の目的	15
(2)調査概要	15
(3)就学前児童調査・小学生児童調査の結果	16
(4)保育園・幼稚園・認定こども園職員調査の結果	21
(5)事業所	22
(6)子ども・若者	25
4. 岡崎市の子ども・若者を取り巻く課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	31
取組体系図（案）	32

第4章 施策の展開

計画に基づく子ども・子育て支援の具体的な取組について掲載予定

第5章 子ども・子育ての環境整備

子ども・子育て支援法に基づく基本的記載事項について掲載予定

- ・教育・保育提供区域の設定について
- ・教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容について
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について
- ・教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保について

第6章 計画の推進

推進体制や計画の点検・評価について掲載予定

資料編

アンケート調査結果（抜粋）、事業一覧、法令等を掲載予定

第1章 はじめに

1. 計画策定にあたって

(1)計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成2）年の「1.57 ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けた対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。少子化が急速に進行するなかで、2003（平成15）年に「少子化社会対策基本法」が制定され、2009（平成21）年には、ニートやひきこもり、不登校などの子ども・若者が抱える問題の深刻化を受けて「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、これらに基づく大綱に則って子ども・若者や子育て当事者を対象とする施策を展開してきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、2016（平成28）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。また、2017（平成29）年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿が整備することとされ、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。加えて、2020（令和2）年12月には、同年末に期限を迎える「子育て安心プラン」に代わり、「新子育て安心プラン」が発表されるなど、子育て世帯に対する制度の改善・充実が図られてきました。

こうした背景の下、2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。このことで、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。また、こども基本法には市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

本市は2015（平成27）年3月に「おかぎっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、2020（令和2）年からは第2期岡崎市子ども・子育て支援事業計画により、子育て環境の整備に取り組んできました。2023（令和5）年8月には、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、その取組みを応援する「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、改めて市として「こどもまんなか」に取り組む姿勢を示しています。

これらのことを踏まえ、本市では、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指す「おかぎっ子 育ちプラン」による取組みを継続するとともに、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進することにより、子どもや若者の権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目的として本計画を策定します。

(2)子ども・若者に係る国・愛知県の動向

年月	主な内容
2000(平成12)年 5月	児童虐待の防止等に関する法律 制定 (2000 年 11 月施行) 児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・自治体の責務、虐待を受けた児童の保護に関する措置等を規定
2002(平成14)年 7月	待機児童ゼロ作戦 開始 保育所、保育ママ、自治体単独施策、幼稚園の預かり保育等を活用し、2004 (平成 16) 年度までに計 15 万人の受入児童の増加を図り、待機児童の減少を目指す
2003(平成15)年 7月	次世代育成支援対策推進法 制定 (2005 年4月施行) 次世代育成支援対策の基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、自治体及び事業主による行動計画策定等の次世代育成支援対策を重点的に推進 ※10 年間の時限立法、2014 (平成 26) 年改正により 2025 (令和 7) 年 3 月 31 日まで延長 少子化社会対策基本法 制定 (2003 年9月施行) 少子化に対処するための施策の基本理念、国・自治体・事業主・国民の責務、基本的施策、少子化社会対策会議の設置等を規定
2004(平成16)年 6月	少子化社会対策大綱(第1次) 策定 少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための施策の指針として、3 つの視点、4 つの重点課題、重点課題に取り組むための 28 の行動、推進体制等を示す
2008(平成18)年 2月	新待機児童ゼロ作戦 開始 希望する全ての人が安心して子どもを預けて働くことができるサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするため、保育施策の質・量を充実・強化、今後 3 年間で集中重点期間に設定
2009(平成21)年 7月	子ども・若者育成支援推進法 制定 (2010 年4月施行) 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークの整備を規定
2010(平成22)年 1月	少子化社会対策大綱(第2次) 策定 少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、「子ども・子育てビジョン」を策定、3 つの大切な姿勢、政策 4 本柱、12 の主要施策を示す
2010(平成22)年 7月	子ども・若者ビジョン(子供・若者育成支援推進大綱(第1次)) 策定 「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」の視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
2013(平成25)年 6月	いじめ防止対策推進法 施行 (2013 年9月施行) いじめの定義を明確化し、いじめへの対処と防止に関する学校・行政等の責務を規定 子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定 (2014 年1月施行) 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
2014(平成26)年 8月	子供の貧困対策に関する大綱 子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策、推進体制等を規定
2015(平成27)年 3月	少子化社会対策大綱(第3次) 策定 少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、今後 5 年間の集中取組期間で取り組む重点課題、きめ細かな少子化対策の推進等を示す あいち はぐみんプラン 2015-2019 策定 「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標にライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進し、子ども・子育てに関する様々な支援を一体的に実施
2015(平成27)年 4月	子ども・子育て支援新制度 開始 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
2016(平成28)年 5月	児童福祉法等 改正 (2016 年6月施行) 児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等の対策強化
2016(平成28)年 6月	ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す

2017(平成 29)年 6月	子育て安心プラン 策定 2020（令和 2）年度末までに待機児童を解消するとともに、2022（令和 4）年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	児童福祉法及び児童虐待防止法 改正（2018 年4月施行） 被虐待児童の保護者への指導の司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査導入等
2018(平成 30)年 9月	新・放課後子ども総合プラン 策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
2018(平成 30)年 12 月	児童虐待防止対策体制総合強化プラン 策定 2019 年度から 2022 年度までに児童虐待防止対策の強化に向けた児童相談所（児童福祉司（スーパーバイザーを含む）・児童心理司・保健師の増員等）・市町村の体制及び専門性を強化
2019(令和元)年 6月	児童虐待の防止等に関する法律 改正（2020 年4月施行） 児童福祉法 改正（2020 年4月施行） 親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化、転居時の支援継続の情報共有等
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 改正（2019 年9月施行） 「子どもの現在」の改善を目的に明記、子どもの意見の尊重を基本理念に明記、市区町村における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務に
2019(令和元)年 10 月	幼児教育・保育の無償化 開始 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスの子どもの利用料が無償化
2019(令和元)年 11 月	子供の貧困対策に関する大綱 策定 子どもの現在にも焦点を当てること、子育てや貧困を家庭のみの責任にしないことが目的に追加、支援が届いていない、届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進が基本方針に明記
2020(令和2)年 3月	あいち はぐみんプラン 2020-2024 策定 「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標にライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進し、子ども・子育てに関する様々な支援を一体的に実施
2020(令和2)年 5月	少子化社会対策大綱(第4次) 策定 出生率の数値目標として「希望出生率 1.8」と具体的に明記し、子育てを希望する家庭への経済的支援を前面に打ち出す
2020(令和2)年 12 月	新子育て安心プラン 策定（2021 年度から開始） 2021（令和 3）年度から 2024（令和 6）年度末までに約 14 万人分の保育の受け皿を整備し、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を推進
2021(令和3)年 4月	子供・若者育成支援推進大綱(第3次) 策定 子ども・若者を取り巻く状況や課題等を踏まえて 5 つの基本的方針を設定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進
2022(令和4)年 6月	こども基本法 制定（2023年4月施行） こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映等を規定
2023(令和5)年 4月	こども家庭庁 発足 「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当
2023(令和5)年 12 月	こども大綱 閣議決定 6 つの基本的方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定
	こども未来戦略 閣議決定 こども・子育て政策の抜本的強化のため、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するとの基本理念を掲げ、今後 3 年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、市の最上位計画である「第7次岡崎市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2030年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。

また、最終年度である2030年度には計画の達成状況の確認を行います。

4. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から39歳までのこども、並びに子育て当事者を対象とします。

第2章 岡崎市の子ども・若者を取り巻く現状と課題

1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期子ども・子育て支援事業計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保な内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1)教育・保育事業の実績

	利用実績 2018 (H30)		見込み量 2024 (R 6)	確保量 2024 (R 6)
1号(3-5歳)※1	5,526		5,313	5,813
2号(3-5歳)※2	5,176		4,977	5,908
3号(1・2歳)	2,095		2,132	2,483
3号(0歳)	275		296	362

※1 2号認定の教育ニーズを含む。

※2 教育ニーズを除く。

(2)地域子ども・子育て支援事業の実績

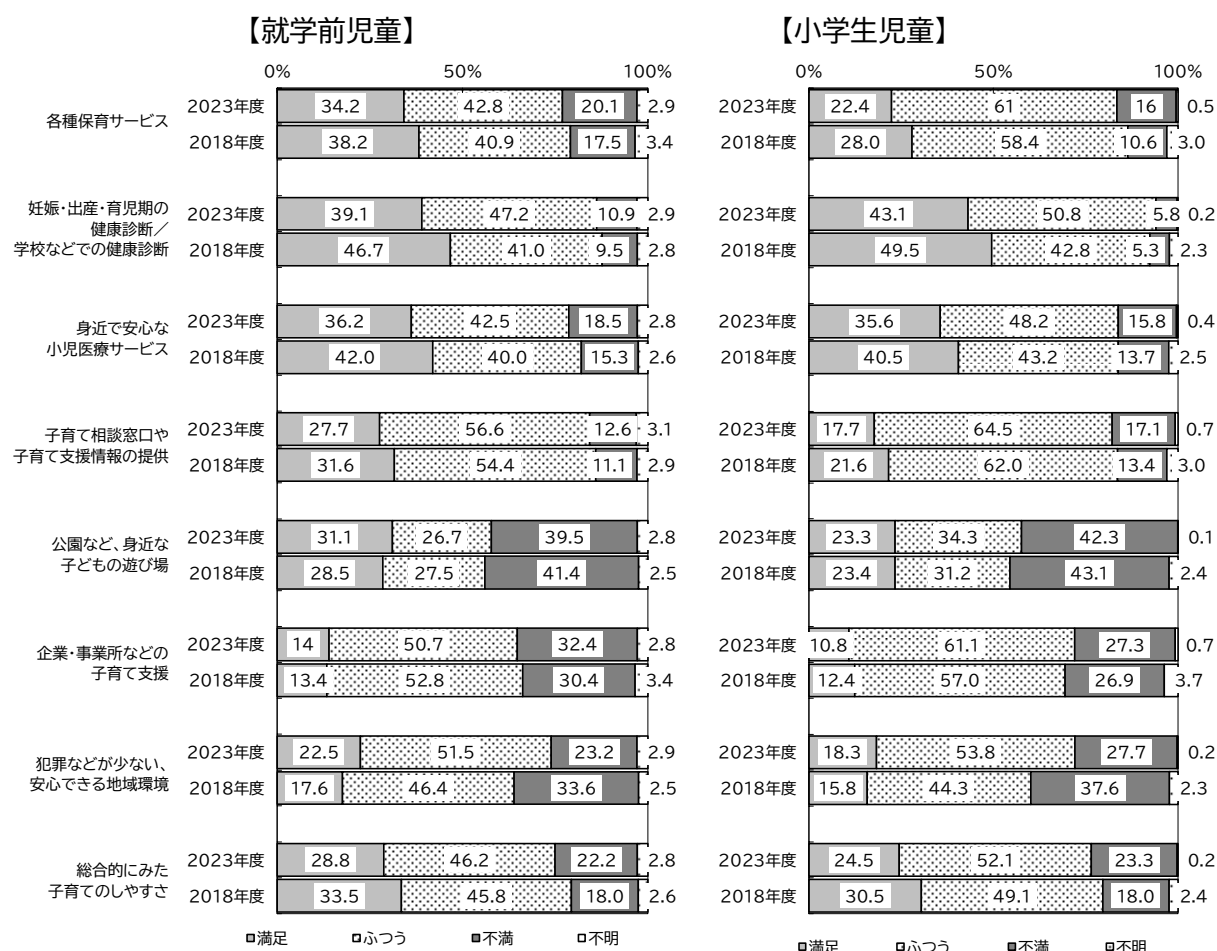
	利用実績 2018 (H30)		見込み量 2024 (R 6)	確保量 2024 (R 6)
時間外保育事業(人)	3,080		3,779	3,779
一時預かり 事業	幼稚園・認定こども園(人日)	58,142	81,441	81,441
	保育園(人日)	7,090	7,590	29,536
地域子育て支援拠点事業(人日)	206,426		204,972	204,972
利用者支援 事業	基本型(うち地域子育て相談機関)(箇所)	6	7(6)	7(6)
	母子保健型(箇所)	1	2	2
病後児保育事業 (人日)	病児保育(人日)	—	878	960
	病後児保育(人日)	6		2,080
放課後児童 健全育成事業	低学年(人)	2,374	2,990	3,725
	高学年(人)	452	735	
ファミリー・ サポート・ センター	就学前(人日)	3,764	4,400	4,400
	小学生(人日)	3,873	7,800	7,800
子育て短期支援事業(人日)	78			90
乳児家庭全戸訪問事業(人)	2,613			2,847
養育支援 訪問事業	専門職訪問(世帯)	29		30
子育て世帯訪問支援事業(人日)	—			110
親子関係形成支援事業(人)	—			5
妊婦に対する健康診査(回)	41,811			43,900
実費徴収に係る補足給付事業(人)	—			640
多様な事業者の参入促進・能力活用事業(人)	—			7

(3)子育て全般の満足度

就学前児童について、「満足」と「まあ満足」の合計は「②妊娠・出産・育児期の健康診断」が 39.1%、小学生児童については「②学校などでの健康診断」が 43.1%と最も多くなっています。

その一方で、「不満」と「やや不満」の合計は、就学前児童・小学生児童ともに「⑤公園など、身近な子どもの遊び場」がそれぞれ 39.5%、42.3%となっています。

前回調査時と比較して「満足」の回答が減少したサービスとして、「各種保育サービス」、「妊娠・出産・育児期の健康診断／学校などでの健康診断」、「身近で安心な小児医療サービス」、「子育て相談窓口や子育て支援情報の提供」が挙げられます。新型コロナウイルス感染症の流行期には行動制限が課され、人と人の接触を伴うサービスを思うように利用できなかったことが上記のサービスの満足度低下に影響したと考えられます。これに物価の高騰が家計を圧迫していることなども加わって、「総合的にみた子育てのしやすさ」が低下していると推察されます。



※グラフ上の「満足」は「満足」「まあ満足」、「不満」は「やや不満」「不満」の合計を表す。

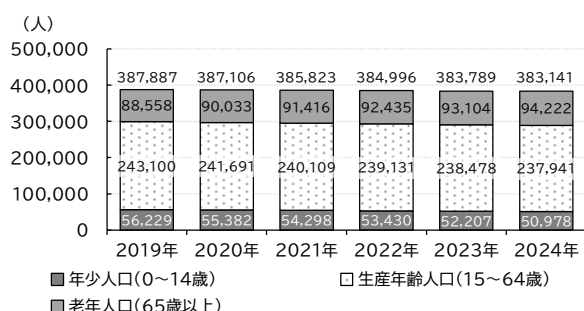
2. 子どもと若者を取り巻く現状

(1)年齢3階級別人口（子ども・若者の割合）

全国的に人口減少にある中、本市の人口も減少しています。年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）が減少、生産年齢人口（15～64歳）が横ばいである一方、老年人口（65歳以上）人口は増加しており、少子高齢化の傾向を示しています。また、18歳未満と40歳未満の人口も減少しており、若者の減少傾向を示しています。

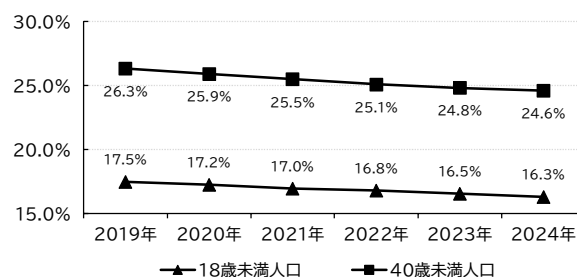
行政区域別に人口の推移をみると、区域によって差が大きくなっています。また、最も多くの人口を抱える本庁の人口は減少に転じています。

【年齢3階級別人口】



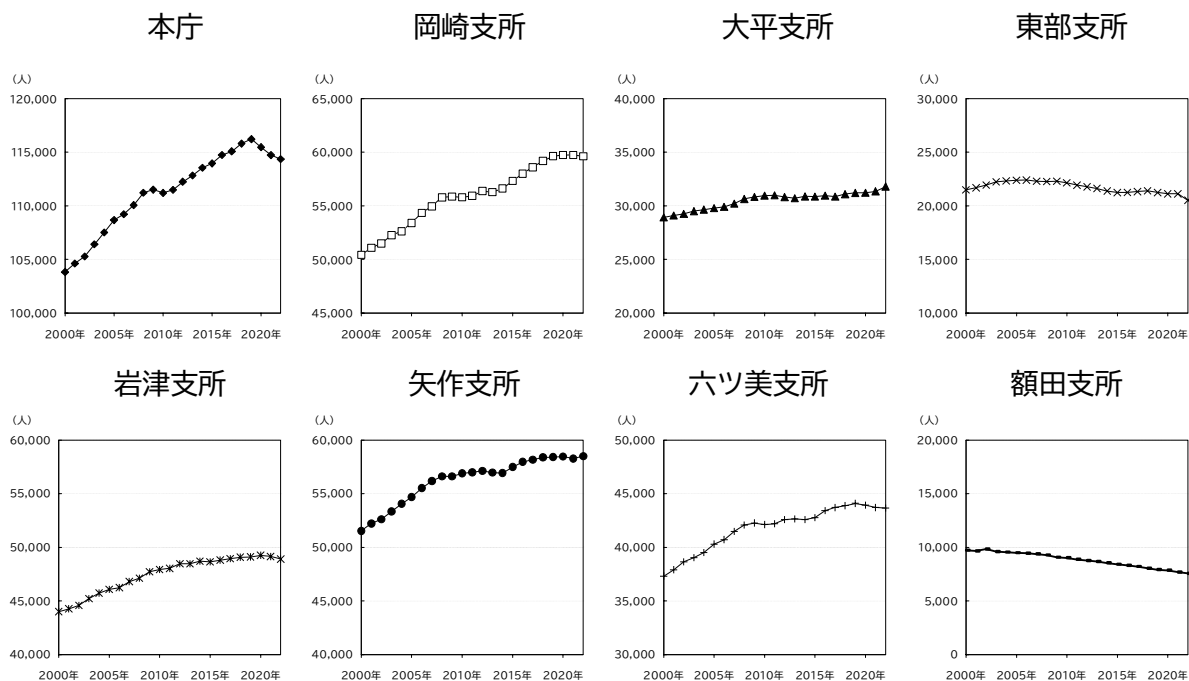
出典：企画課（各年4月1日現在）

【18歳未満、40歳未満人口】



出典：企画課（各年4月1日現在）

【岡崎市の行政区域別人口推移】



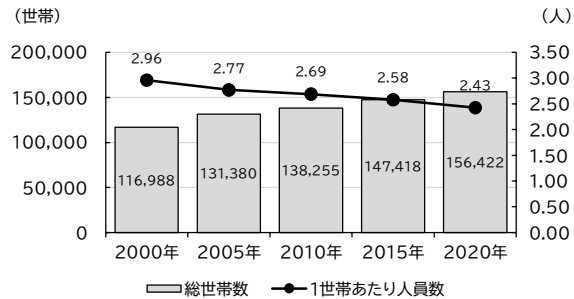
出典：企画課（各年4月1日現在 最新年は2022年）

(2) 1世帯当たりの人員数の推移、母子世帯および父子世帯（家庭状況の変化）

世帯数は増加傾向となっており、2020（令和2）年は2000（平成12）年対比で1.3倍超となっています。その一方、1世帯当たりの人員数は減少傾向となっています。

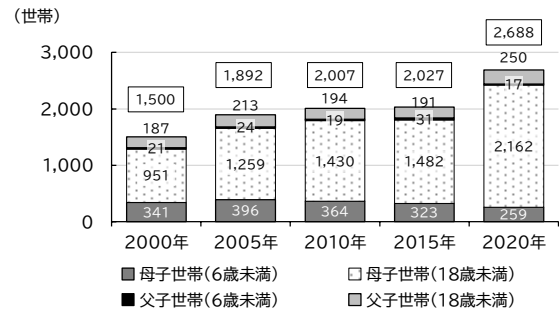
母子世帯および父子世帯はそれぞれ増加しています。特に子どもが18歳未満の母子世帯数は1,000～1,500世帯の間で推移していましたが、2020（令和2）年は2,162世帯と大幅に増加しました。

【世帯数と1世帯当たりの人員数の推移】



出典：国勢調査

【母子世帯および父子世帯】



出典：国勢調査

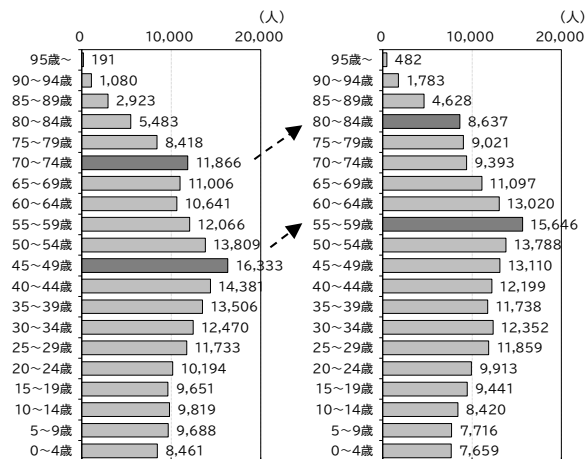
(3) 岡崎市の人口ピラミッド（少子高齢化）

年齢別の人口をみると、2020（令和2）年は、男女ともに45～49歳の人口層が最も厚くなっています。10年後の推計をみると、女性は、2030（令和12）年の19歳以下人口や、出生にかかわる15～49歳の人口が減少しています。

【男性】

2020年

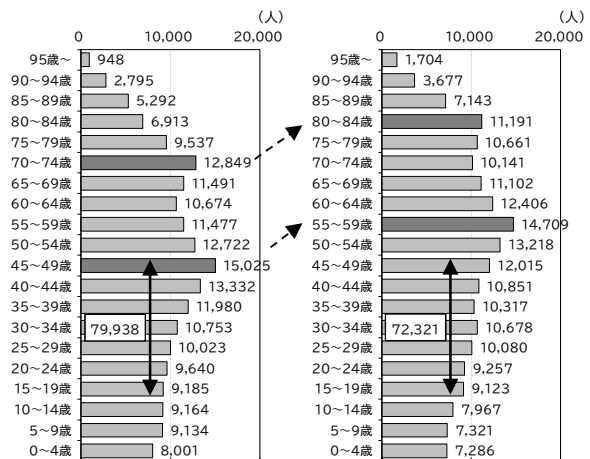
2030年



【女性】

2020年

2030年



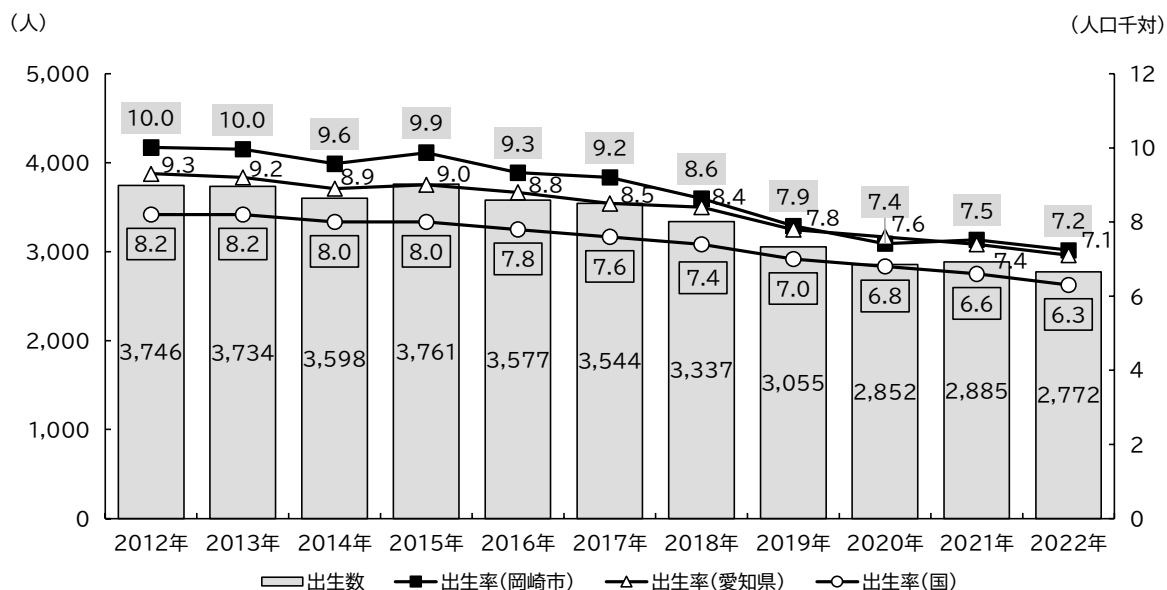
出典：2020年は国勢調査、2030年は国立社会保障・人口問題研究所

(4)出生数・合計特殊出生率の推移（少子化）

本市の出生数は、2011（平成23）年の3,926人まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じており、2022（令和4）年には2,772人となっています。出生率は、2014（平成26）年に9.6となって以来、10を下回っています。

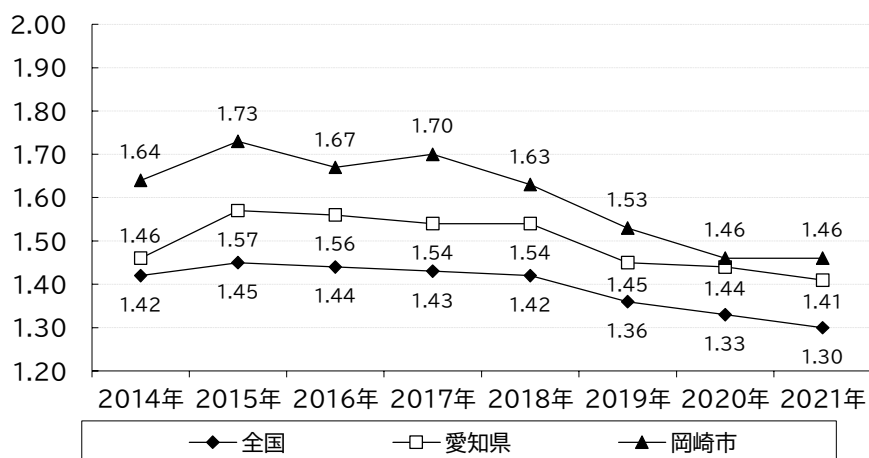
合計特殊出生率は、全国・愛知県を上回っていますが、その差は縮小傾向にあります。コロナ禍に婚姻件数の減少率の拡大がみられたほか、今後は、出生にかかわる15～49歳の女性人口の減少に伴い、出生数と出生率は減少傾向を辿ると考えられます。

【出生数・出生率の推移】



※折れ線グラフの網かけ数値は岡崎市、無地の数値は愛知県、枠内の数値は国の出生率にそれぞれ対応しています。
資料：愛知県の人口動態統計

【合計特殊出生率】



(5)就学前児童数の推移及び今後の動向

2020（令和2）年から2024（令和6）年における5歳以下の就学前児童数は緩やかに減少しています。今後も就学前児童数の減少傾向は続き、2029（令和11）年の推計では*****人と予想されています。

【就学前児童数の推移】

【就学前児童数の推計】

※ここには就学前児童数の実績値の推移を表すグラフが入ります。

※ここには就学前児童数の推計値の推移を表すグラフが入ります。

※ 実績値は、住民基本台帳の4月1日時点の数値です。

就学前児童数は行政区域によって若干の差はあるものの、全市的に微減傾向となっています。

【行政区域別の就学前児童人口 推移】

単位（人）

区域	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年/2020年
本庁						
岡崎						
大平						
東部						
岩津						
矢作						
六ツ美						
額田						
合計						

※ 実績値は、各年における住民基本台帳の4月1日時点の数値です。

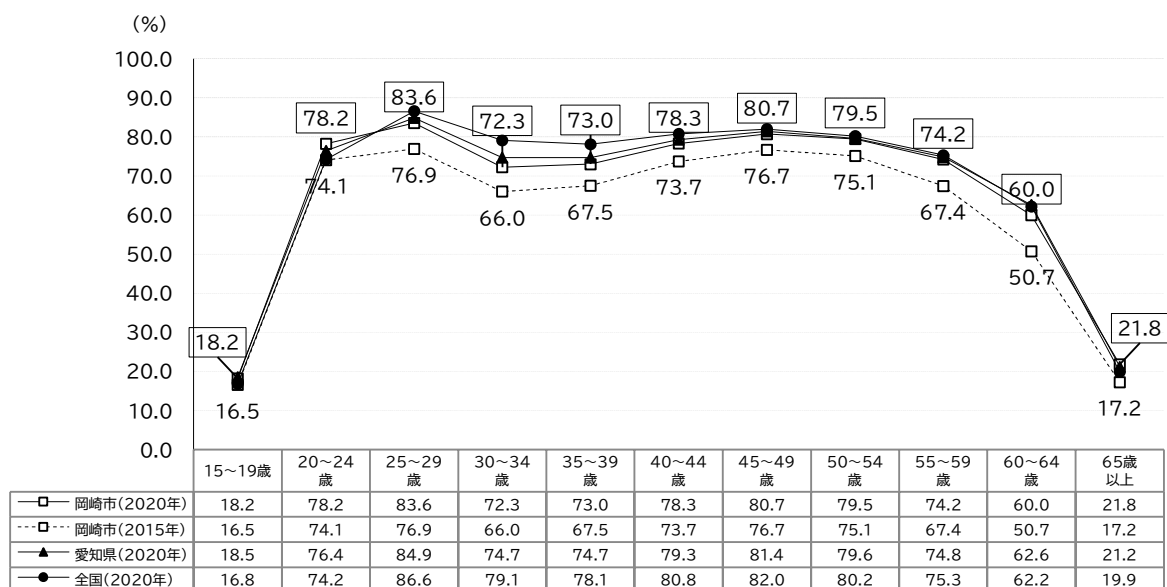
【行政区域別の就学前児童人口 推計】

単位（人）

区域	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2029年/2025年
本庁						
岡崎						
大平						
東部						
岩津						
矢作						
六ツ美						
額田						
合計						

(6)女性の労働力率（共働き世帯）

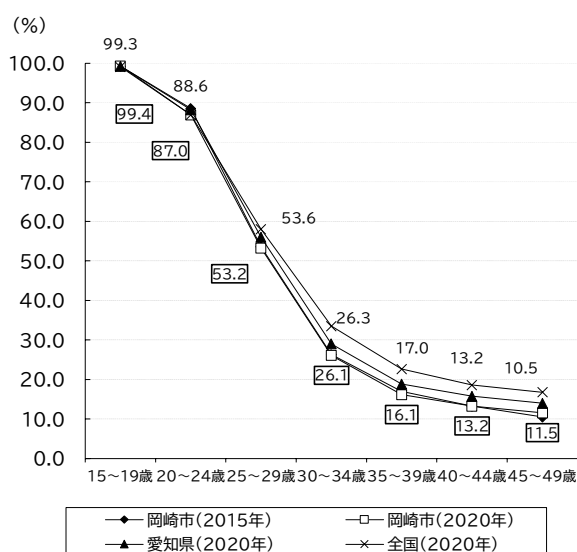
本市における女性の労働力率は、全国や愛知県と比べて低い水準ではあるものの、その差が縮まっています。また、30代で低くなるM字カーブの傾向は全国や愛知県と同様ですが、M字の谷が浅くなっています。このことから、女性の就労が促進されていることがうかがえます。



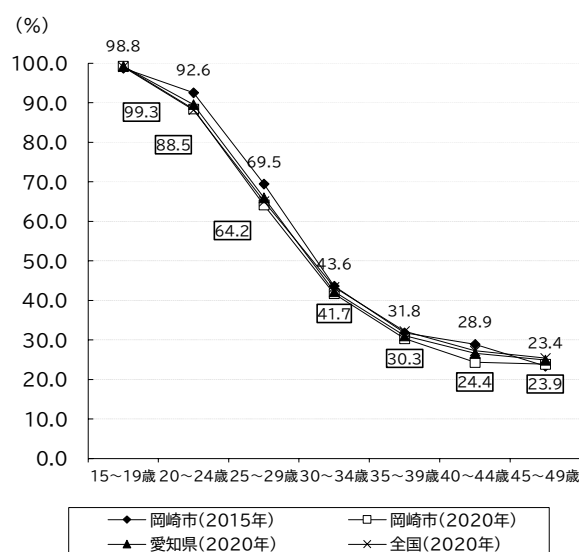
(7)未婚率

本市の未婚率は全国や愛知県よりも低い状態で推移しています。また、2020（令和2）年の未婚率は、女性は20～39歳、男性は20～44歳の年齢において2015（平成27）年を下回っています。

【女性の未婚率】



【男性の未婚率】



※折れ線グラフの無地の数値は岡崎市（2015年）、枠内の数値は岡崎市（2020年）にそれぞれ対応しています。

出典：国勢調査

3. 市民意識調査結果

(1)調査の目的

市民意識調査（「岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査」及び「岡崎市の子ども・若者に関するアンケート調査」）は、市民の皆様の子ども・若者や子育て当事者を取り巻く環境、岡崎市の子ども・若者・子育てに関するサービスへの要望・意見、ニーズを把握し、2025（令和7）年から2029（令和12）年を期間とする第3期計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2)調査概要

①岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査（以下「子ども・子育て調査」という。）

調査地域：岡崎市全域
調査対象者：岡崎市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者（就学前児童保護者）
岡崎市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者（小学生児童保護者）
岡崎市内の保育園・幼稚園・認定こども園の職員
岡崎市内の事業所
抽出方法：無作為抽出及び悉皆
調査期間：2023年11月1日（水）～2023年11月20日（月）
調査方法：郵送配布、郵送又はインターネットによる回収

調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	3,000 件	1,469 件	49.0%
小学生児童保護者	2,000 件	954 件	47.7%
保育園・幼稚園・ 認定こども園職員	1,048 件	746 件	71.2%
事業所	500 件	166 件	33.2%
合計	6,548 件	3,335 件	50.9%

※ 就学前児童保護者調査は「就学前児童」、小学生児童保護者調査は「小学生児童」と以下省略しています。

②岡崎市の子ども・若者に関するアンケート調査（以下「子ども・若者調査」という。）

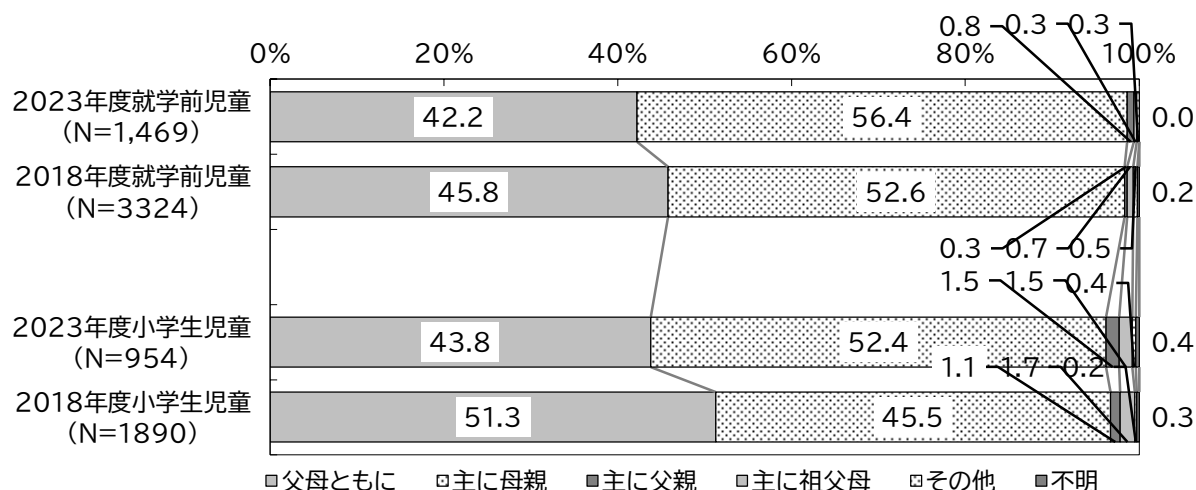
調査地域：岡崎市全域
調査対象者：岡崎市内の小中学生および高校生以上（15歳～39歳）
抽出方法：無作為抽出
調査期間：2023年12月20日（水）～2024年1月12日（金）
調査方法：郵送又はインターネットによる回収

調査対象	配布数	回収数	回収率
小中学生	2,000 件	1,486 件	74.3%
高校生以上	3,000 件	858 件	28.6%
合計	5,000 件	2,344 件	46.9%

(3)就学前児童調査・小学生児童調査の結果

●子育てを主に行っている人

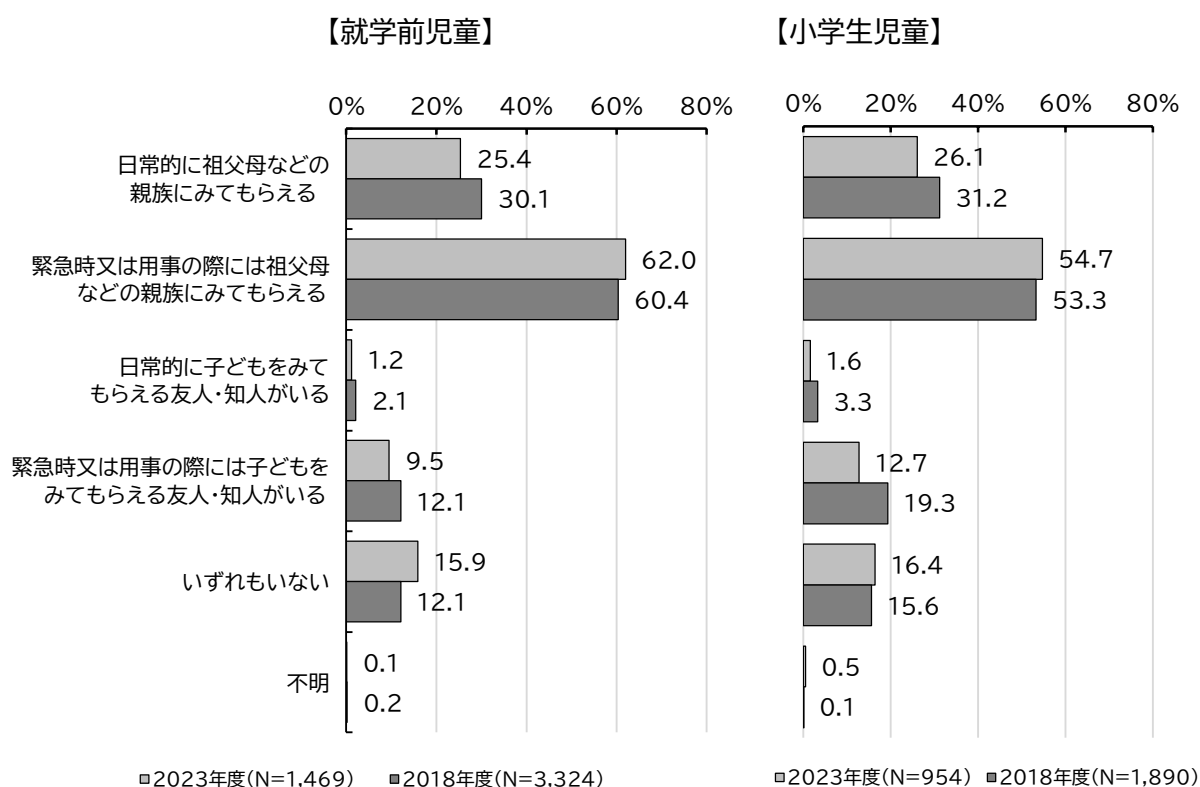
就学前児童、小学生児童ともに「主に母親」が5割を超え、前回調査時と比較して割合が増加しています。父親の1日あたりの就労状況別では、就労時間が8時間までは「父母ともに」が多く、9時間以上になると「主に母親」が多くなっています。



●子どもをみてもらえる親族・知人の有無

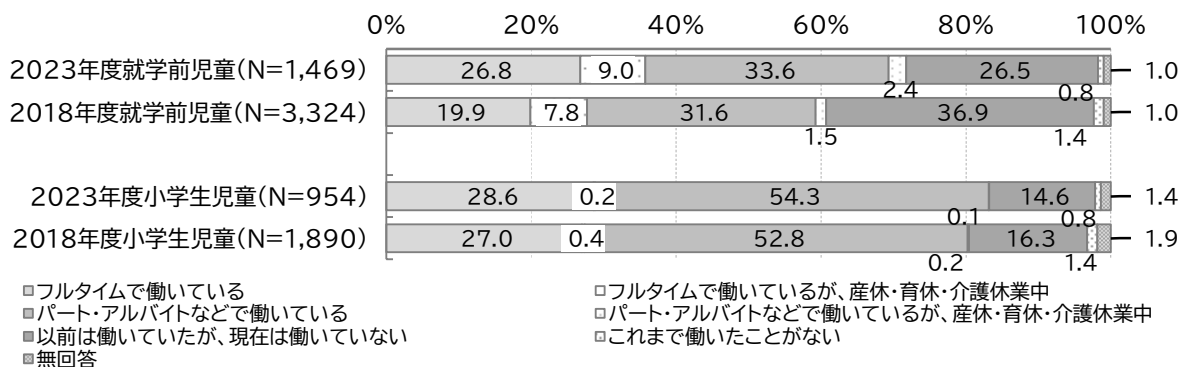
「緊急時又は用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約6割、小学生児童で5割半ばとなっています。就学前児童・小学生児童ともに「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が2割半ばとなっており、前回調査時と比較して減少しています。

なお、「いずれもない」とする割合はやや増加しています。



●母親の就労状況

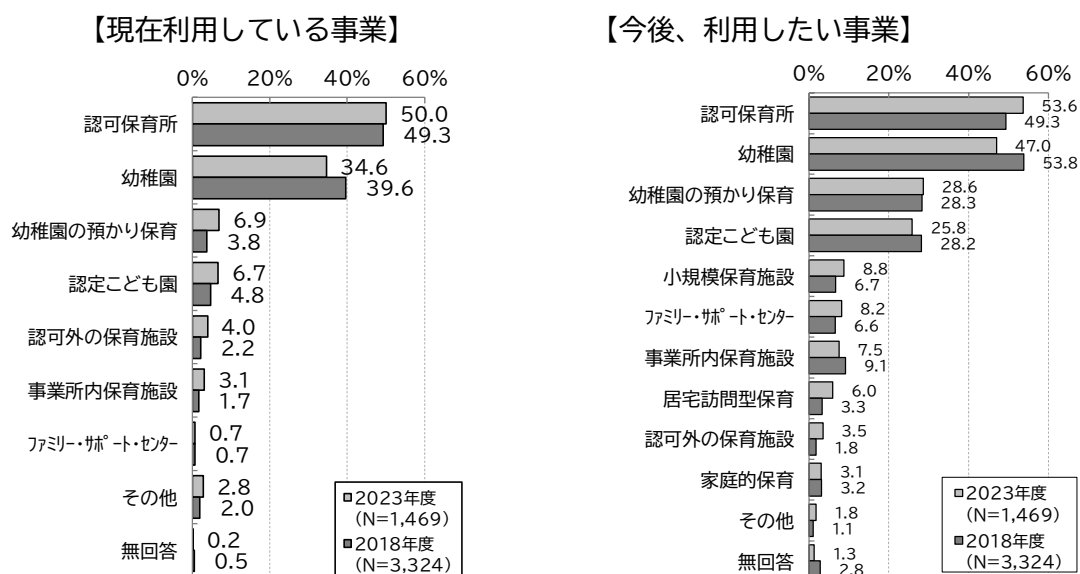
就学前児童の7割超、小学生児童の8割超が就労しており、就学前児童では「フルタイムで働いている」が26.8%であり、前回調査時の19.9%から増加しています。



●定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

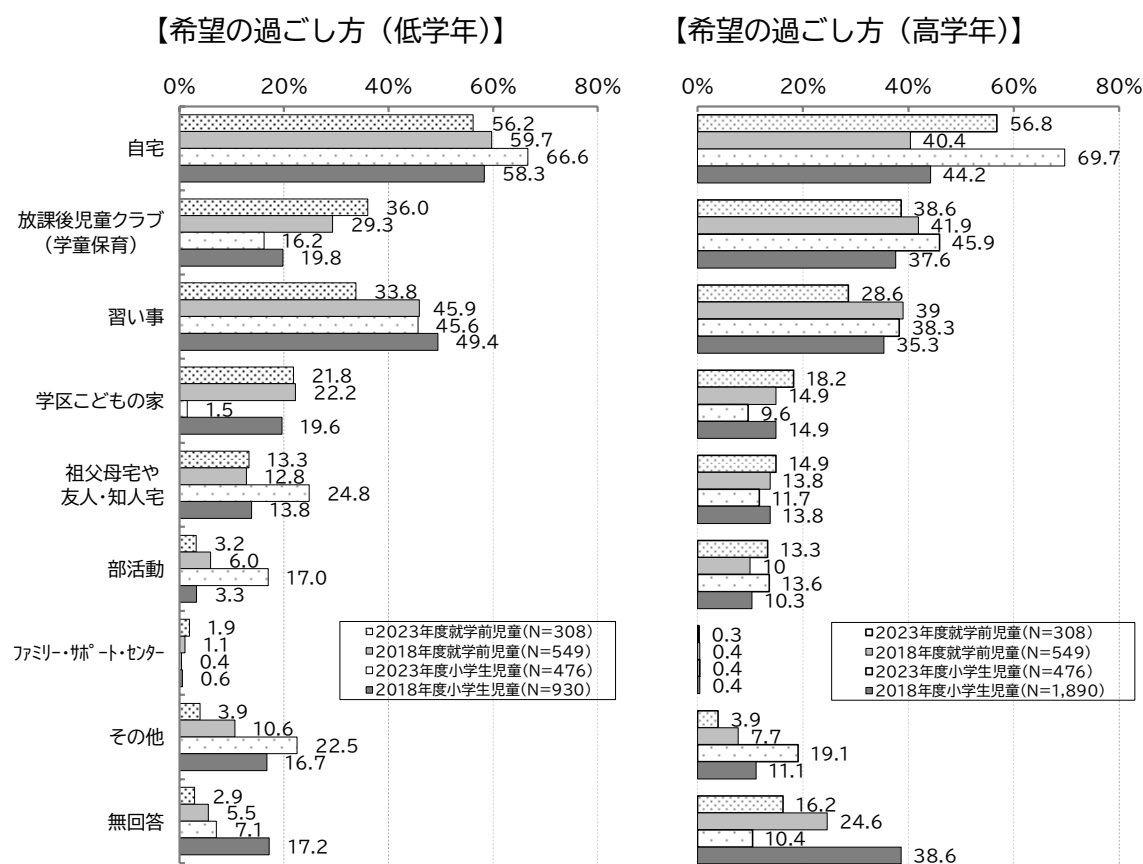
現在利用している事業は、「認可保育所」が50.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が34.6%となっています。

今後、利用したい事業は、「認可保育所」が53.6%と最も多く、次いで「幼稚園」が47.0%であり、前回調査時と比べて「幼稚園」が減少し、「認可保育所」が多くなっています。



●放課後の過ごし方

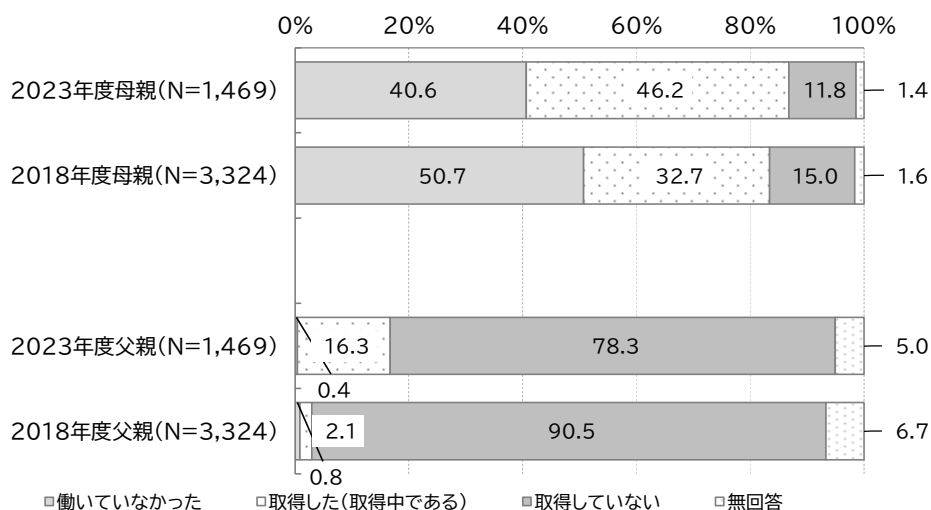
小学校低学年における希望の放課後の過ごし方は、就学前児童・小学生児童ともに「自宅」が最も多く、高学年も同様となっていますが、低学年時と比べて、放課後児童クラブの割合が低くなり、「部活動」が高くなっています。



●育児休業の取得（就学前児童のみ）

母親は「取得した（取得中である）」が46.2%であり、前回調査時の32.7%に比べて13.5ポイント増加しました。

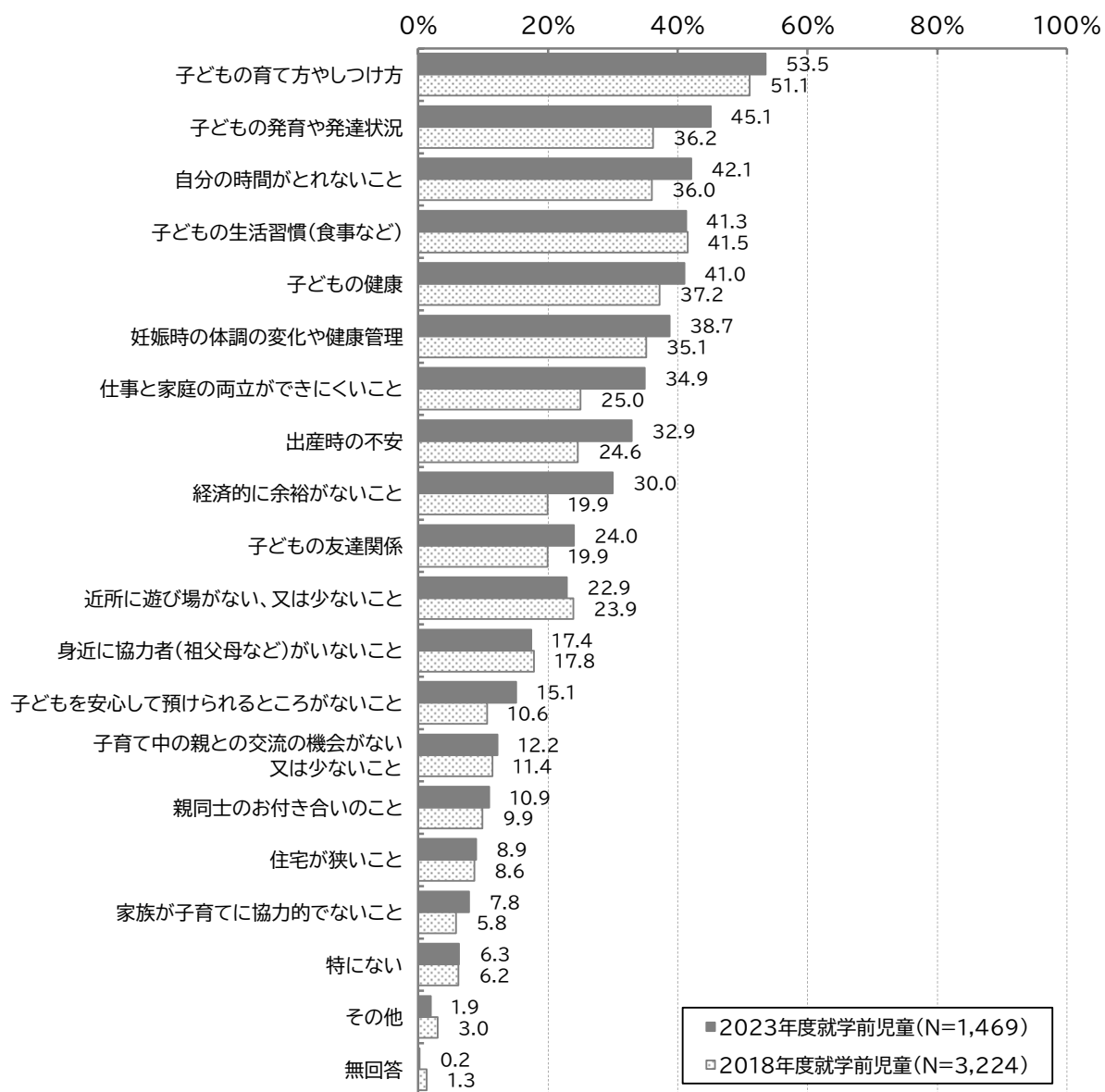
父親は「取得した（取得中である）」が16.3%であり、母親に比べて依然低い水準ですが、前回調査時の2.1%に比べて14.2ポイント増加しました。



●妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだこと（就学前児童のみ）

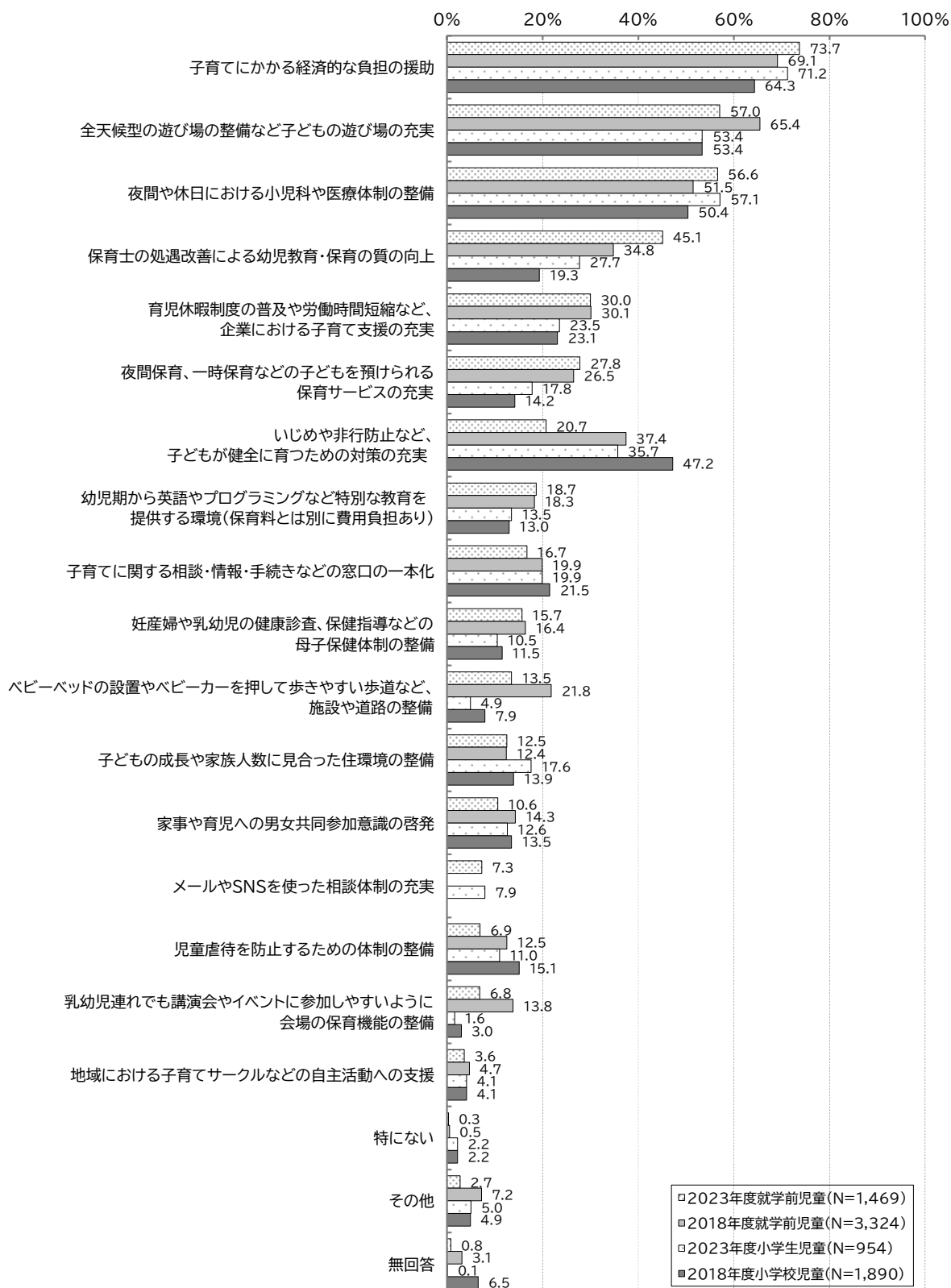
「子どもの育て方やしつけ方」が53.5%と最も多く、次いで「子どもの発育や発達状況」が45.1%、「自分の時間がとれないこと」が42.1%となっています。

前回調査時と比べると、「子どもの発育や発達状況」「仕事と家庭の両立ができてにくいこと」「経済的に余裕がないこと」が増加しています。



●子育て環境のために期待する施策

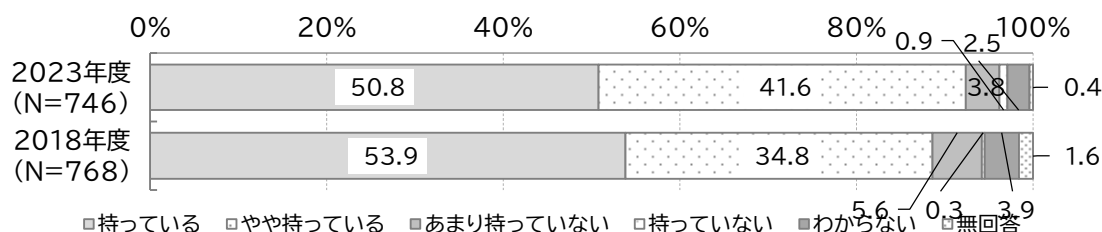
「子育てにかかる経済的な負担の援助」が就学前児童で 73.7%、小学生児童で 71.2%と最も多くなっています。「全天候型の遊び場の整備など子どもの遊び場の充実」が就学前児童で 57.0%、小学生児童で 53.4%、「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」が就学前児童で 56.6%、小学生児童で 57.1%となっています。



(4) 保育園・幼稚園・認定こども園職員調査の結果

● やりがいや充実感

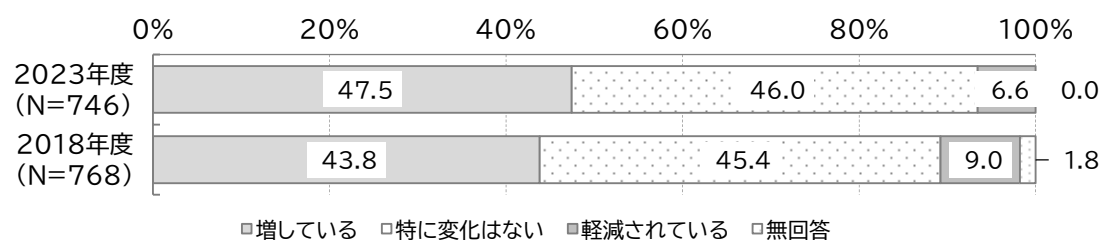
仕事に対するやりがいや充実感を「持っている」「やや持っている」とする職員の割合は9割を超えています。



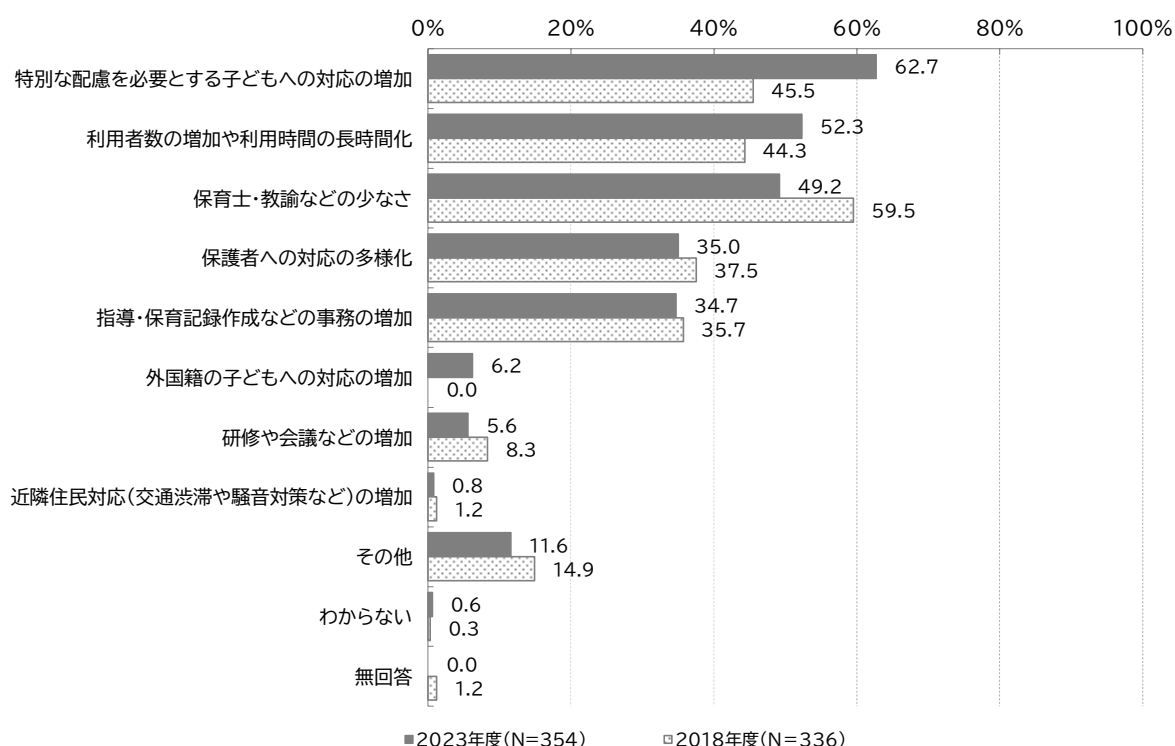
● 業務負担

業務負担については、前回調査と比べて「増している」が増加し、「軽減されている」が減少しています。負担が増してきた原因として、「特別な配慮を必要とする子どもへの対応の増加」「利用者の増加や利用時間の長時間化」が前回調査時に比べ増加しています。

「どちらかといえば多いと思う」が40.5%と最も多く、次いで「適量だと思う」が40.3%、「多いと思う」が15.7%となっています。



● 業務負担が増してきた原因



※2018年度調査では「外国籍の子どもへの対応の増加」の選択肢なし。

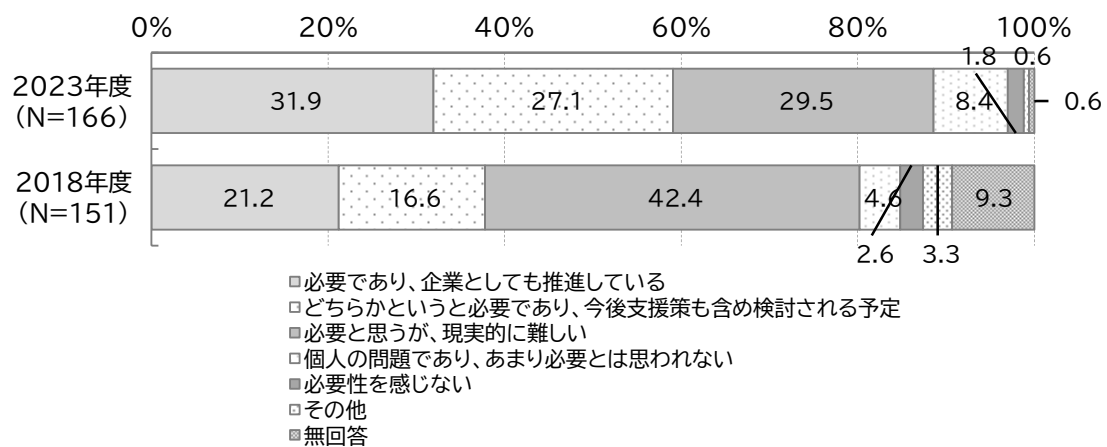
(5)事業所

※今回の調査は、小規模事業所に偏らないよう規模の大きい事業所も含めています。そのため、同一設問に対する結果が前回調査時と大きく変わっている場合があります。その一方、事業規模別の比較ができるようになっています。

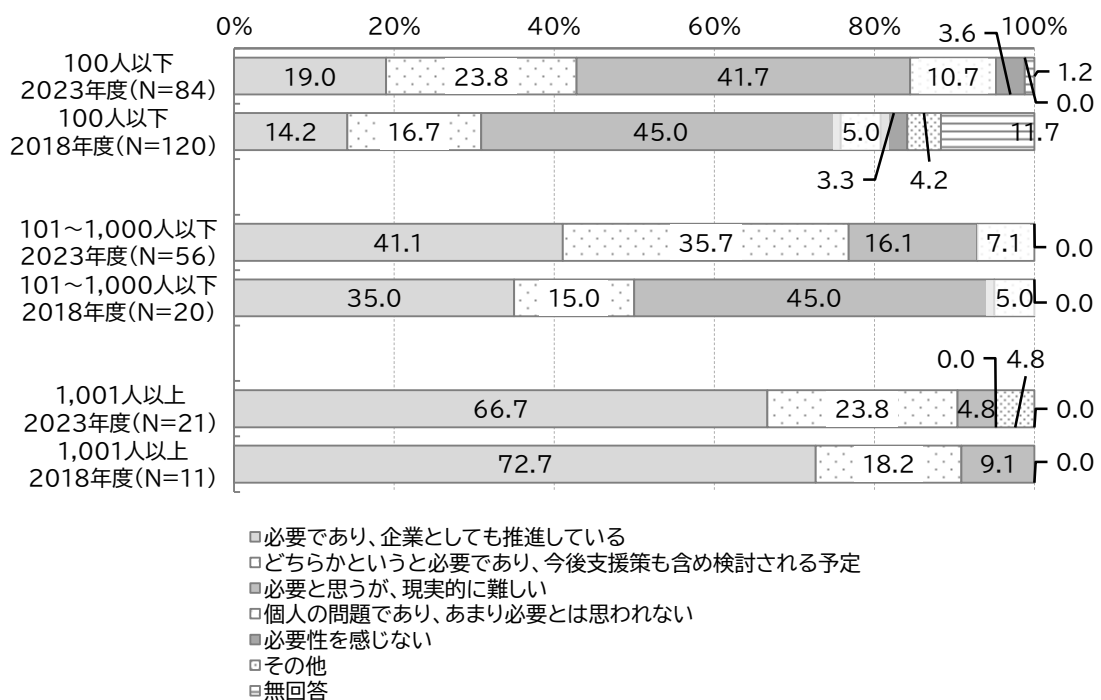
●ワーク・ライフ・バランス

現在実施中の見直しについて、「3. 年次有給休暇の取得促進」が93.4%と最も多く、「2. フレックスタイム制や変形労働時間制の活用」が53.0%、「4. 短時間労働勤務や隔日勤務の導入」が49.4%となっています。その一方で、「5. 在宅勤務制度の導入」「6. 職場優先の意識を是正するための取り組み」「7. ワーク・ライフ・バランス研修制度」については、6割超の事業所が未実施で未検討となっています。

【全体】



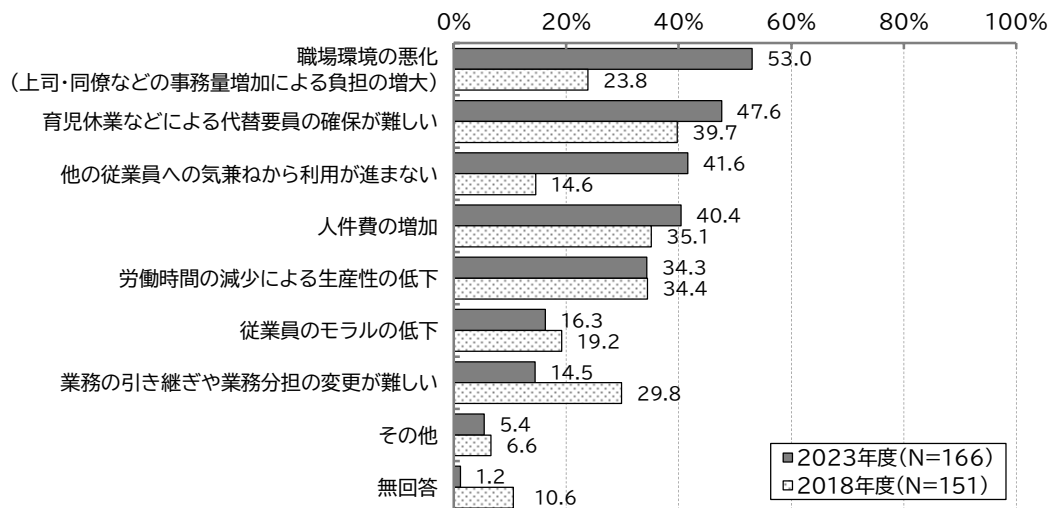
【従業員数別】



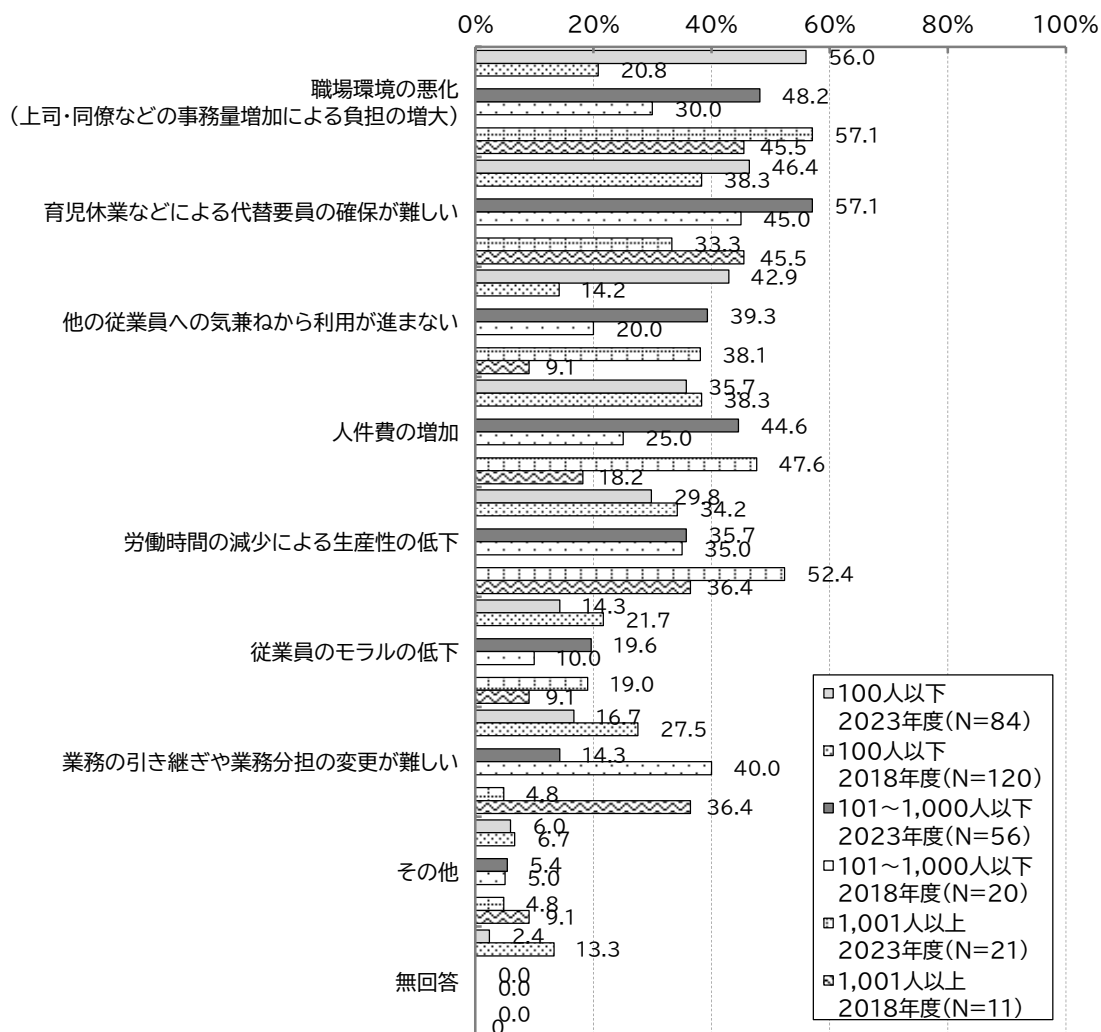
●ワーク・ライフ・バランスの推進で障害となっていること

「職場環境の悪化（上司・同僚などの事務量増加による負担の増大）」が 53.0%と最も多く、次いで「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」が 47.6%、「他の従業員への気兼ねから利用が進まない」が 41.6%となっています。

【全体】

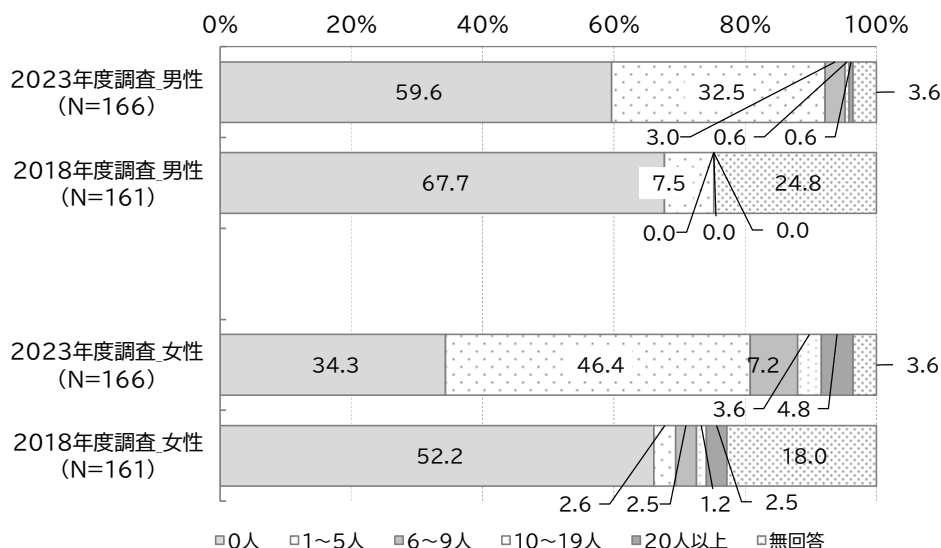


【従業員数別】



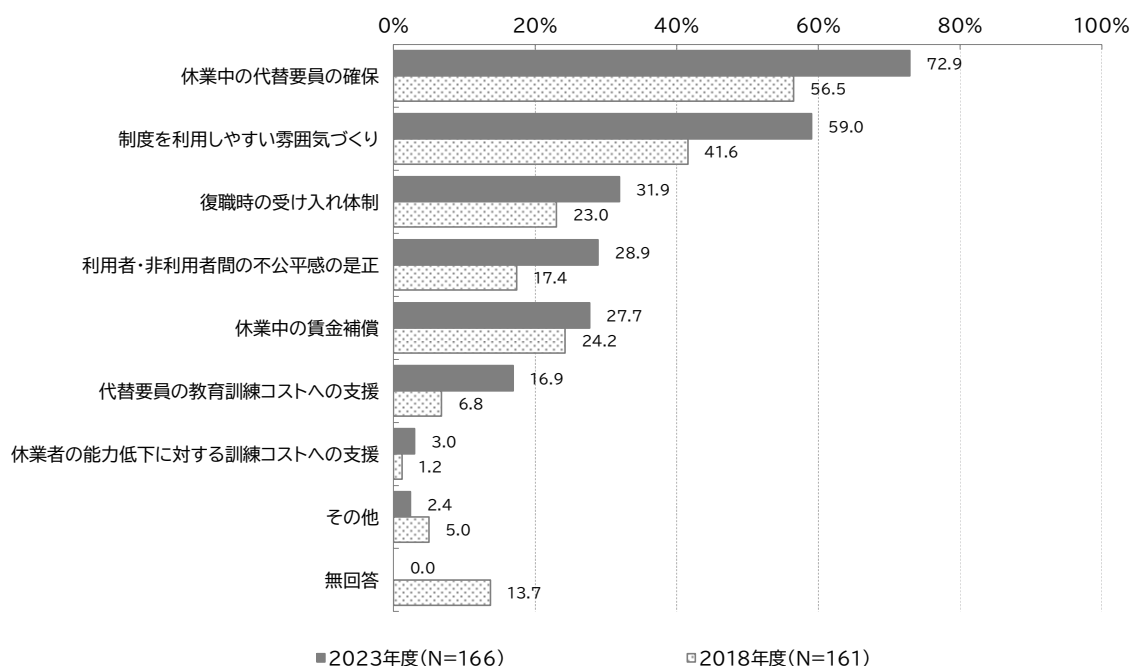
●育児休業等の取得者

男性は「0人」が59.6%と最も多く、次いで「1～5人」が32.5%、「6～9人」が3.0%となっています。女性は「1～5人」が46.4%と最も多く、次いで「0人」が34.3%、「6～9人」が7.2%となっています。前回調査時と比べて、男女ともに育児休業の取得が進んでいることがうかがえます。



●育児・介護休業制度を定着させるために特に必要だと思われること

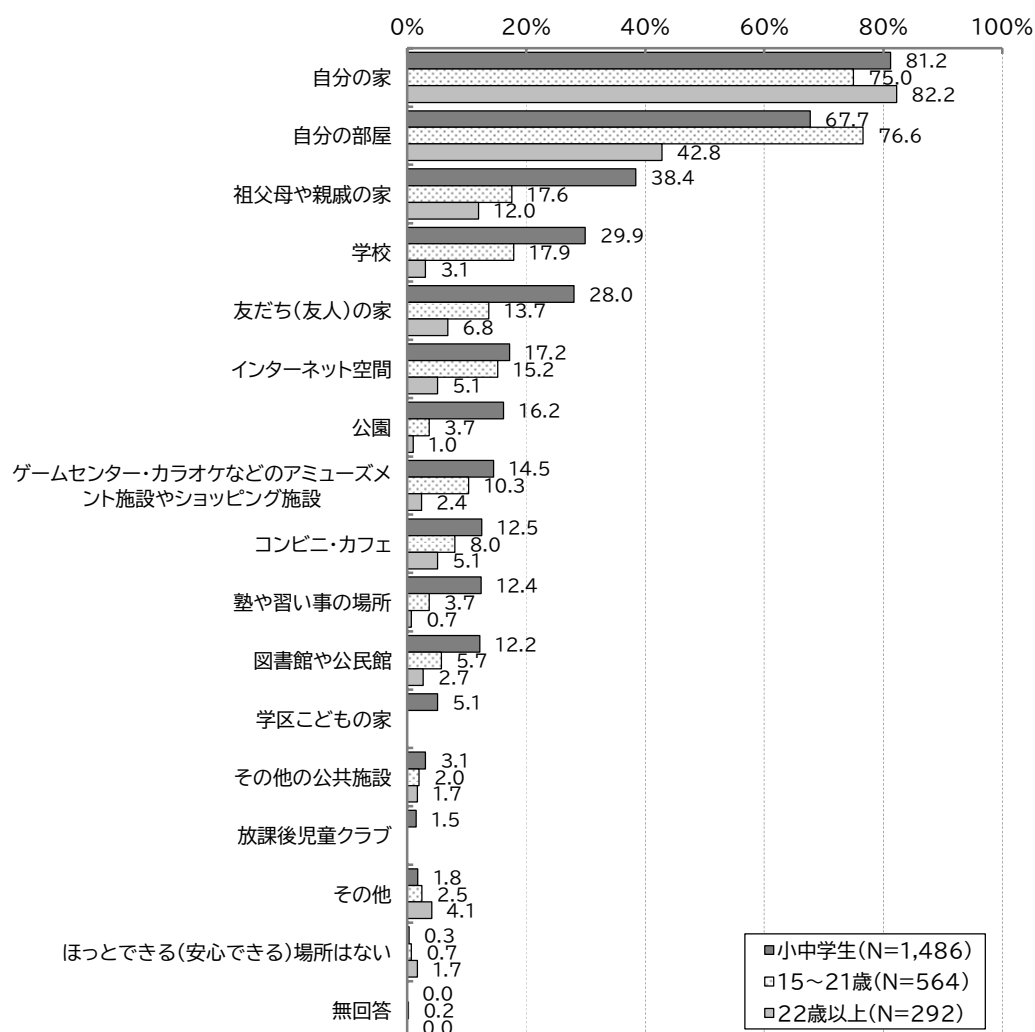
「休業中の代替要員の確保」が72.9%と最も多く、次いで「制度を利用しやすい雰囲気づくり」が59.0%、「復職時の受け入れ体制」31.9%となっており、それぞれ前回調査時と比べて増加しています。



(6)子ども・若者

●安心できる場所

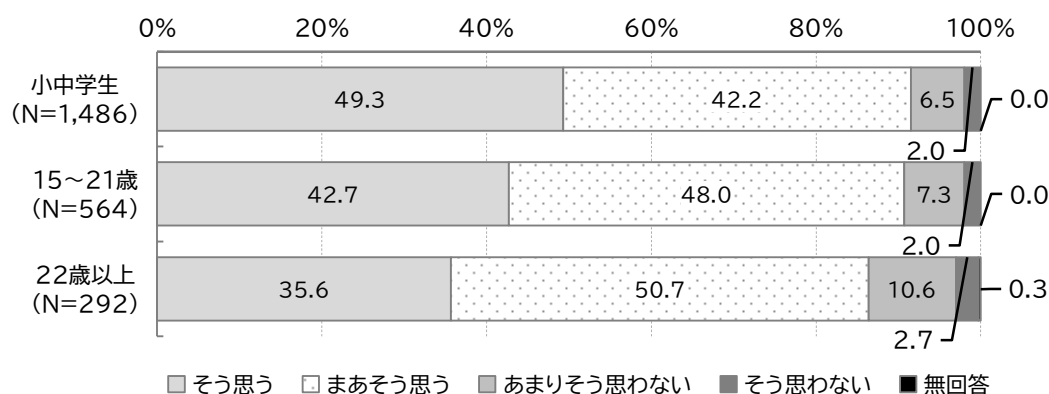
小中学生と22歳以上は、「自分の家」が最も多く、15～21歳は「自分の部屋」が最も多くなっています。



※高校生以上の調査では「学区こどもの家」「放課後児童クラブ」の選択肢なし。

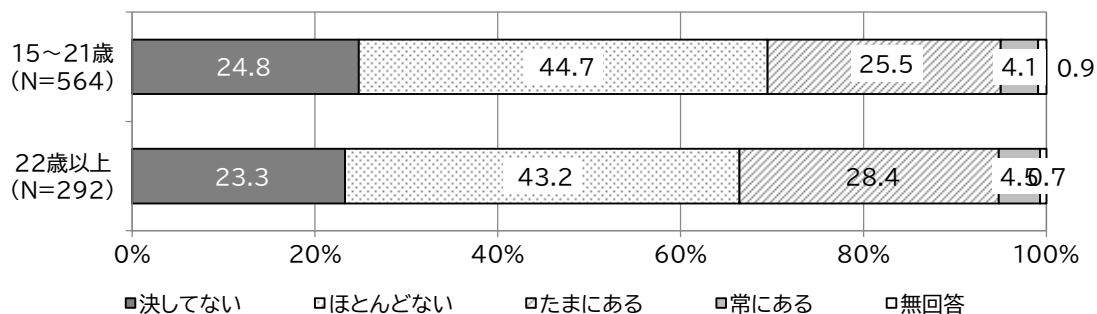
●幸福感の有無

小中学生、高校生以上ともに「そう思う」と「まあそう思う」の合計が8割を超えています。また、年齢が上がるにつれて、「あまりそう思わない」の割合が増加しています。



●孤独感の有無（高校生以上）

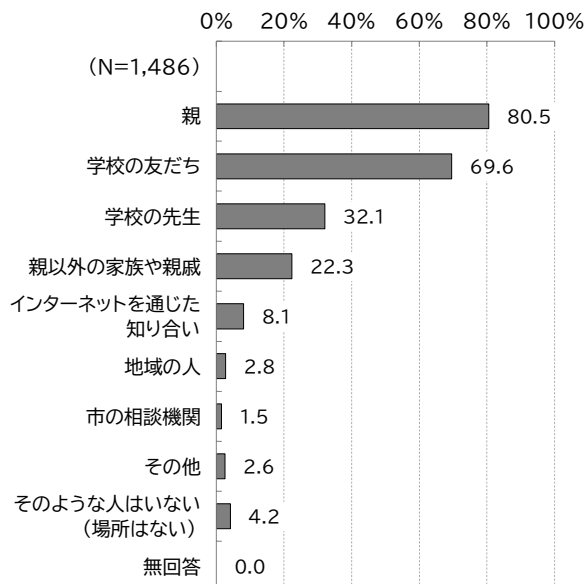
「決してない」と「ほとんどない」の合計が6割を超えています。



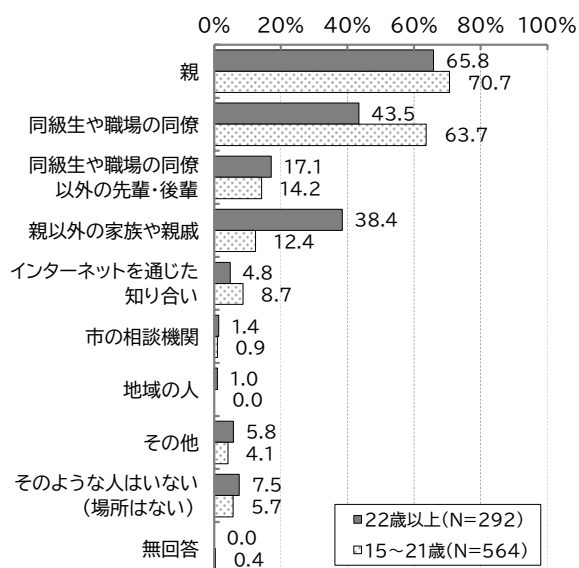
●困った時やつらいと思ったときの相談相手

小中学生、高校生以上ともに「親」が最も多くなっています。また、年齢が上がるにつれて、「そのような人はいない」の割合が増加しています。

【小中学生】



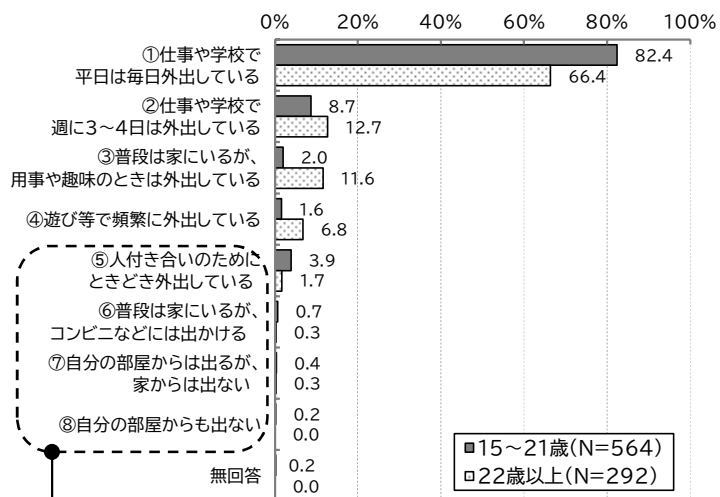
【高校生以上】



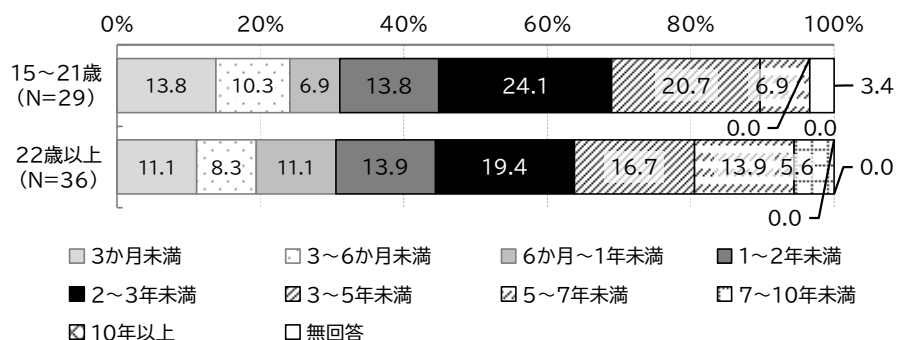
●外出頻度と、現在の状態になってからの経過期間（高校生以上）

外出頻度は、「仕事や学校で平日は毎日外出している」が最も多くなっています。また、現在の状態になってからの経過期間は、「2～3年未満」が最も多く、次いで「3～5年未満」となっています。

【外出頻度】



【現在の状態になってからの経過期間】



4. 岡崎市のこどもを取り巻く課題

現状の整理や各種調査を踏まえて、岡崎市のこどもを取り巻く課題を以下のとおり整理しました。

■こどもやその家庭への切れ目のない支援

若い世代や子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育て、こどもまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。子育て家庭・こどもの状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談支援、教育・保育や母子保健、小児医療、居場所の充実など、こどもとその家庭に対する一体的・総合的な支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。

>> 基本施策 こどもの育ちを支える

■保育ニーズの増加と多様化への対応

児童数が減少する一方、母親の就労割合の増加により、保育ニーズは高まっています。子ども・子育て調査では、長時間こどもを預けられる事業に対する需要が高まっていることが明らかとなりました。3歳未満児の保育ニーズの増加をはじめ、時間外保育や休日保育、一時預かり事業など、市民生活の変化に対応した多様な保育サービスが求められています。

>> 基本施策 こどもの育ちを支える

■専門人材の確保と専門性の向上

保育園・幼稚園・認定こども園等において、利用者数の増加や利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とするこどもへの対応などが職員の業務負担の増加につながっています。各施設における職員の少なさが個々の業務負担を増加させている要因の一つとなっており、職員が一人ひとりのこどもに向き合えるよう、専門人材の確保による体制強化や賃金・労働条件の改善、職員の専門性向上を通じて、サービスの質の確保・向上を図ることが求められます。

>> 基本施策 こどもの育ちを支える

■こどもの居場所づくり

孤独や孤立への不安、児童虐待、不登校、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所が必要とされています。

子ども・子育て調査では、留守家庭児童が増加するなか、小学生児童の保護者の約7割がこどもが家で1人又は兄弟だけで過ごすことに不安を感じると回答しています。多くの小学生児童が利用する放課後児童健全育成事業や全ての学区で実施している放課後子ども教室の充実とともに、多様な居場所づくりが求められます。

また、子ども・若者調査によると、安心できる場所の上位に「自分の家」や「自分の部屋」が挙がっており、家庭はこどもにとって最も身近で大切な居場所であるといえます。そのため、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことが重要です。

>> 基本施策 こどもの成長を切れ目なくサポートする

■健やかな成長を促す学びの保障

こどもが自ら主体的に学び、成長し、夢や希望を持って自立していくことができるよう、一人ひとりにとって居場所があり、自己を高められる多様な学びや体験の機会が保障されることが重要です。そのために、家庭、学校・園、地域が協力・連携し、地域社会全体でこどもの学び、心と体の成長を切れ目なく支え、促していく取り組みが求められます。

>> 基本施策 こどもの成長を切れ目なくサポートする

■困難を抱えるこどもやその家庭への支援

貧困、虐待、障がい、不登校、ひきこもり、外国にルーツがあるこども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱えるこどもとその家庭への支援は、こどもの未来を切り拓くために不可欠です。とりわけ、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

子ども・若者調査では、高校生以上の回答者の約3割が孤独感を感じていること、誰にも悩みを相談せずに抱え続けている人が年代を問わず数%存在することが明らかとなりました。誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる体制の構築が求められます。

>> 基本施策 支援が必要なこどもを守る

■世代間の貧困の連鎖を断ち切る取組み

貧困家庭に生まれたこどもは生活面、学習面、進学機会などで不利な状況に置かれ、将来的に貧困から抜け出せない貧困の連鎖が社会問題となっています。また、子ども・子育て調査では、「子育てにかかる経済的な負担の援助」を市に期待する声が多く聞かれました。こどもの貧困対策、経済的支援などを通じて、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備し、教育の機会均等を図ることが重要です。

>> 基本施策 支援が必要なこどもを守る

■仕事と子育てが両立できる環境づくり

市民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が子育ての喜びや自己実現、社会参加を通じた生きがいを実感しながら仕事を続けられる社会をつくる必要があります。そのためには、仕事と子育ての両立を可能にする保育サービスなど、行政によるこども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備など、事業者による「働き方改革」を通じて、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していくことが不可欠です。

>> 基本施策 子育て環境をつくる

■安全・安心な子育て・子育て環境の整備

こどもが事故や犯罪に巻き込まれないか、こどもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が増加しています。子ども・子育て調査において、公園などの身近な遊び場に対する満足度が低いことが示されたほか、子ども・若者調査においては、インターネット空間で危ない目にあったことがあるとの小中学生の回答もみられました。こどもが安全で健やかに過ごすことができ、保護者が安心してこどもを送り出せるよう、地域が一体となって犯罪や事故が起こりにくい環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

>> 基本施策 みんなでこどもを守る

第3章 計画の基本的な考え方

取組体系図（案）

本計画では、基本理念の達成を目指し、5年間の計画期間で展開していく、本市のこどもについての具体的な取組を実施します。

基本理念	基本目標	基本施策
はばたく夢こどもとともに育つ都市（まち） 大好きおかざき（仮）	1 こどもが いきいきと 育つまち	こどもの育ちを支える
		こどもの成長を切れ目なく サポートする
	2 こどもが 大切に されるまち	支援が必要なこどもを守る
		子育て環境をつくる
	3 みんなで こどもを 育てるまち	みんなでこどもを守る

主な取組

総合的な子育て支援の充実

こどもや母親の健康の確保

子育て支援に関する相談体制・情報提供の充実

小児医療の充実

親育ちの支援

乳幼児期の養育の充実

保育サービスの充実

食育の推進

生きる力を育む教育の充実

思春期保育対策の充実

こどもの健やかな体づくり

人間性・社会性を育む体験活動の推進

こどもの居場所づくり

児童虐待防止対策の充実

障がい児対策の充実

こどもの貧困対策の推進

定住外国人の子どもに対する支援の充実

子育て家庭の経済的負担の軽減

いじめや不登校などの児童生徒への対策の充実

社会生活上の困難を抱えた子ども・若者支援

ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と子育ての両立のための基盤整備

良質な住宅・居住環境の確保

こどもの交通安全の確保

安心して外出できる環境の整備

こどもを守るための環境づくり